

大阪市商店会総連盟喫煙所整備補助金 交付要綱

(通則)

第1条 大阪市商店会総連盟喫煙所整備補助金（以下「補助金」という。）については、大阪市商店会総連盟喫煙所整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、大阪市内の商店街が直面する喫煙環境課題の解決につながる商店街等の喫煙所整備に対し必要な補助金を交付することにより、商店街における環境美化及び安心かつ安全な環境づくりに資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 この要綱に基づき大阪市商店会総連盟（以下「市商連」という。）が交付する金銭をいう。
- (2) 商店会 市商連に加盟する団体で、一定区域において共同事業を行う組織をいう。
- (3) 補助事業者 補助金の交付を受けて喫煙所整備事業を実施する商店会をいう。
- (4) 喫煙所 屋外に設置され、公共の用に供する喫煙専用スペースをいう。

(交付対象)

第4条 この補助金は、商店会が次の事業を実施する場合を対象とする。

- (1) 環境美化及び安心かつ安全な環境づくりのために喫煙所を整備する事業

(補助金額及び内訳)

第5条 市商連が補助事業者に交付する補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 喫煙所設置 1 カ所あたり 48,000 円

(内訳)

- イ) 地域理解促進調整及び事務経費 12,000 円
- ロ) 喫煙所清掃費用 36,000 円

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付にあたり、整備する喫煙所へ次の条件を付すものとする。ただし、商店街の環境美化に資すると市商連が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 補助事業者が商店街として市へ届出を行っている区域において、喫煙所整備がなされていること。また、周辺の複数商店会による共同整備については、当該区域を一体の区域として取り扱うことができるものとする。

- (2) 関係する法令等を遵守すること。
- (3) 屋外に設置され、公共の用に供し、無償で一般に開放され、誰もが利用できること。
- (4) 概ね 1 日 12 時間以上かつ週 5 日以上供用すること。
- (5) 市商連が提供する指定灰皿及び掲示物を設置すること。
- (6) 区画化等により、喫煙エリアを明確にすること。
- (7) 自治体の補助金及び民間企業の協賛金を利用し設置された喫煙所で無いこと。

(設置箇所数)

第7条 補助金の交付対象となる喫煙所設置箇所数については、以下の通りとする。

- (1) 補助事業者は、第6条第1号に定める区域において、5か所以上の喫煙所を整備し申請を行うこととする。
- (2) 補助対象となる喫煙所設置箇所数の上限は原則 10 件とする。ただし、商店街の環境美化に資すると市商連が認めた場合は、10 件を超えて設置することも可能とする。
- (3) 補助事業者は、申請時に市商連に対し報告した喫煙所設置箇所の総数を、事業完了後の実績報告まで維持しなければならないものとする。
- (4) 補助事業者が整備する喫煙所において、同一の敷地内に複数の喫煙所が設置されている場合、補助対象件数及び補助金額の算定上は、一として取り扱うものとする。
- (5) 相互の設置間隔が 10 メートル以内にある複数の喫煙所については、補助対象件数及び補助金額の算定上、一として取り扱うものとする。

(維持管理)

第8条 補助事業者は、次の事項に留意し、自己の責任と負担により、喫煙所の維持管理をおこなうものとする。

- (1) 運営日においては、毎日清掃等を行うこと。
- (2) 本事業にて喫煙所を整備することについて、補助事業者が周辺の住民、店舗、企業等に対し説明等を行い、合意を得ること。
- (3) 本事業に係る外部からの問い合わせ、事故・失火等の対応やそれらに関わる費用等についてはすべて補助事業者が責任をもって対応すること。

(申請方法)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市商連が別途定める募集開始日から令和 8 年 3 月 15 日までに、様式第 1 による申請書を必要書類とともに市商連に提出しなければならない。

(通知)

第10条 市商連は、第9条に定める申請書を受理したときは、審査及び現地調査を行い、その内容を適當と認めた場合、様式第2による通知書で補助事業者に通知するものとする。

2 市商連は、必要に応じ、喫煙所整備に必要となる部材（灰皿等）を速やかに補助事業者に譲渡するものとする。

3 市商連は、第1項による通知にあたり、補助事業者に必要な条件を付することができる。

4 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、様式第3による取下書を遅滞なく市商連に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第4もしくは様式第5による申請書を市商連へ提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 事業の内容（特に灰皿の設置場所）を変更しようとするとき。

（2） 事業を中止しようとするとき。

2 市商連は、前項の承認を行う場合にはその内容を審査し、必要に応じて条件を付し様式第6による通知書で補助事業者に通知するものとする。

(遂行状況)

第12条 市商連は、補助事業の遂行状況について、補助事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、補助事業の進捗の把握に努めるものとする。

2 補助事業の円滑適正な執行を図る必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

3 市商連は、前二項を審査し、必要に応じ補助事業者へ是正を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、令和9年3月1日から令和9年4月15日までの期間に様式第7による報告書を市商連に提出しなければならない。

(交付決定)

第14条 市商連は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和9年6月末日までに交付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市商連は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至った場合。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第16条 市商連は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市商連は、第14条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（喫煙所整備にかかる検証）

第17条 補助事業者は、市商連が実施する商店街周辺の環境美化検証について、市商連からの要請があった場合、これに協力するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第18条 市商連及び補助事業者は、補助金の申請、交付、実績報告等において取得した個人情報について、関係法令を遵守し、補助事業の目的の範囲内のみで利用するものとする。

2 市商連は、取得した個人情報を適切に管理し、第三者に提供しないものとする。ただし、法令に基づく場合を除く。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項並びに募集期間、提出先、問い合わせ先、様式の配布方法等の詳細は、市商連が別に定め、公表するものとする。